

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項				是正を求める事項	措置の内容												
北部農と緑の総合事務所	<p>管内出張について、システムに旅行命令を重複して登録し、そのまま承認された後、登録済の誤った旅行命令の取消を忘れたため、重複登録のまま承認されたものがあった。</p> <p>また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過払いとなっていた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th rowspan="2">旅行日</th> <th colspan="2">旅行命令</th> <th rowspan="2">過払旅費額</th> </tr> <tr> <th>当初入力日</th> <th>重複入力日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和元年9月6日</td> <td>令和元年9月6日</td> <td>令和元年9月6日</td> <td>460円</td> </tr> </tbody> </table>				職員	旅行日	旅行命令		過払旅費額	当初入力日	重複入力日	A	令和元年9月6日	令和元年9月6日	令和元年9月6日	460円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等し、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>過払旅費については、戻入措置を行い、令和2年10月23日に本人が返納したことを領収証書により確認した。</p> <p>また、本件以外に過払いがないか再度確認を行った結果、本件のみであった。</p> <p>今後、重複登録等の処理が発生しないよう、承認者へは課員等の動静・出退勤管理を適切に行うよう周知し、旅費明細内訳書の内容確認を徹底することにより適正な事務執行に努めることとし、所属職員に対しても、旅費支給事務の適正処理について周知徹底した。</p>
職員	旅行日	旅行命令		過払旅費額														
		当初入力日	重複入力日															
A	令和元年9月6日	令和元年9月6日	令和元年9月6日	460円														

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年10月13日）

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
北部農と緑の総合事務所	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、支出命令者が当該行為を怠り、精算が遅延しているものが1件あった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>出張先</th><th>出張期間</th><th>旅費支給額</th><th>人数</th><th>精算日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td><td>令和元年6月14日</td><td>29,240円</td><td>1人</td><td>令和元年7月22日</td></tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日	東京都	令和元年6月14日	29,240円	1人	令和元年7月22日	<p>検出事項について、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <p>-----</p> <p><b>【地方自治法施行令】</b> (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b> (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>	<p>所内職員に対し、概算払に係る財務規則の周知徹底を行い、今後の手続について注意喚起を行った。</p> <p>また、旅費担当者は、精算漏れがないか隨時確認を行い、未精算となっている場合は個別に提出を促すなど、適正な処理を行う。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日									
東京都	令和元年6月14日	29,240円	1人	令和元年7月22日									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年10月13日）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項	措置の内容
中部農と緑の総合事務所	借用財産について、公有財産台帳の更新を行っていないものがあった。						<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳を更新するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産)</p> <p>第18条 部局長等は、所管事業にかかる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。</p> <p>2 登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用</p> <p>府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産を許可又は契約（賃貸借契約、使用貸借契約）により借り受けることをいう。</p> <p>借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するため借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を1年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。</p>	<p>是正を求められた事項について、公有財産台帳に更新登録を行った。</p> <p>今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
	種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間		
	土地	枚方市津田北町3丁目2924-2	13.68m <sup>2</sup>	ため池防災テレメータ観測局用地	無償	(注1) 平30.4.1～平31.3.31 平31.4.1～令2.3.31		
	土地	枚方市長尾東町1丁目4749	11.84m <sup>2</sup>	ため池防災テレメータ観測局用地	無償	(注2) 平30.4.1～平31.3.31 平31.4.1～令2.3.31		
	土地	四條畷市大字下田原2222-1	13.68m <sup>2</sup>	ため池防災テレメータ観測局用地	無償	(注3) 平30.4.1～平31.3.31 平31.4.1～令2.3.31		
	土地	東大阪市日下町1丁目1669	11.84m <sup>2</sup>	ため池防災テレメータ観測局用地	無償	(注4) 平30.4.1～平31.3.31 平31.4.1～令2.3.31		
	土地	東大阪市東豊浦町1638	18.06m <sup>2</sup>	ため池防災テレメータ観測局用地	無償	(注5) 平30.4.1～平31.3.31 平31.4.1～令2.3.31		
	土地	交野市私市9丁目5022-6、5022-7	2710.51m <sup>2</sup>	大阪府民の森ほしだ園地敷地	792,000円	(注6) 平30.4.1～平31.3.31 平31.4.1～令2.3.31		
<p>(注1) 公有財産台帳では借用期間が、「平2.11.9～平30.3.31」のまま放置されていた。</p> <p>(注2) 公有財産台帳では借用期間が、「平4.12.16～平30.3.31」のまま放置されていた。</p> <p>(注3) 公有財産台帳では借用期間が、「平4.4.1～平30.3.31」のまま放置されていた。</p> <p>(注4) 公有財産台帳では借用期間が、「平4.12.16～平30.3.31」のまま放置されていた。</p> <p>(注5) 公有財産台帳では借用期間が、「平5.1.11～平30.3.31」のまま放置されていた。</p> <p>(注6) 公有財産台帳では借用期間が、「平29.4.1～平30.3.31」のまま放置されていた。</p>								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年10月1日から令和3年1月29日まで）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項	措置の内容
泉州農と緑の総合事務所	借用財産について、公有財産台帳の更新を行っていないものがあった。						検出事項について、速やかに公有財産台帳を更新するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行わ れたい。	是正を求められた事項について、公有財産台帳に更新登録を行った。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行う。
	種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間		
	土地	泉佐野市日根野	27.00m <sup>2</sup>	用水管埋設	無償	(注1) 平29. 4. 1～令2. 3. 31	【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかる借地及び借家（建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。 2 登録した借用財産の状況に異動があつたときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。	【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産を許可又は契約（賃貸借契約、使用貸借契約）により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を1年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。
	土地	泉南市信達葛畠843-1	143.66m <sup>2</sup>	堀河園地園路用地	44,600円	(注2) 平28. 4. 1～令3. 3. 31		
	(注1) 公有財産台帳では借用期間が、「平26. 4. 1～平29. 3. 31」のまま放置されていた。 (注2) 公有財産台帳では借用期間が、「平22. 9. 1～平28. 3. 31」のまま放置されていた。							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年10月1日から令和3年1月29日まで）